

# 3. 都市施設の整備

私たちが日常生活を営み、商業や工業などの経済活動をする際に、何気なく利用している道路、公園、上下水道、学校、駐車場、ごみ処理場等の公共公益施設のことを都市施設といいます。

このような都市の施設は、私たちが健康で文化的な都市生活を営むうえで必要不可欠なものです。

その都市において、都市計画上必要な施設として都市計画法に基づき定めたものは、都市計画施設と呼ばれます。

## 1. 都市計画道路

道路は私たちが生活していく上で、大変に重要なものです。しかし、道路建設は用地買収と建物移転等を必要とし、作ることが容易ではありません。そのため、道路交通の目的、機能などを考慮して、適切に整備していくことが望ましいといえます。

### 1) 都市交通施設の種類の

道路、鉄道といった線的な交通路と、交通広場、駐車場（自動車・自転車）、自動車ターミナル、鉄道駅、駅前広場等の施設です。

### 2) 都市交通施設を都市計画に定める意義

都市交通施設を都市計画として定める意義は、次の3点が挙げられます。

- ①土地利用や他の都市施設の計画と調整し、都市計画としての総合性・一体性を確保できる。
- ②計画段階において必要な施設の区域や内容を示すことができ、施設が予定される区域内には一定の建築制限が発生し、整備に支障をきたす建築物が建築されることを抑止することができる。
- ③都市計画決定の手続きを行うことにより、計画の必要性和計画内容が明示され、施設整備に向け住民との合意形成がなされる。

### 3) 都市計画道路の機能

都市における道路には、①交通機能、②空間機能、③市街地形成機能があります。都市計画道路は、これらの機能を十分発揮し、良好な都市形成に寄与するように計画することが必要です。

表10 都市計画道路の機能

機能	内容
①交通機能	道路は、自動車・自転車・歩行者などの通行サービス、公共交通機関（バスなど）の基盤形成があり、アクセス機能として、沿道の土地・建物・施設などへの出入サービスがある
②空間機能	公共公益施設（上下水道、駐車場等）の収容、良好な居住環境の形成、防災機能の強化などがある
③市街地形成機能	都市への誘導、都市の骨格形成、コミュニティ・街区の外郭形成がある

### 4) 都市計画道路の種類

都市計画道路は、道路種別として広域的な観点から自動車専用道路、主要幹線道路、都市幹線道路を定め、地域の状況等を踏まえて補助幹線道路、区画街路、特殊道路を必要に応じて定めます。

地域別には、計画的に市街化を図るべき地域である市街化区域内においては、都市計画道路網を定めることとし、市街化調整区域では都市間道路や市街化区域間を連絡する幹線道路に限定しています。それらの分類と、その道路のもつ特徴を表11に整理します。

表11 道路の種類

道路種の名称	各種道路の特徴	
自動車専用道路	・専ら自動車の交通の用に供する道路 ・広域交通を大量でかつ高速に処理する	
幹線道路	主要幹線道路	・都市内の重要な地域間の相互交通の用に供する道路 ・高い走行機能と交通処理機能を有する
	都市幹線道路	・主要な施設相互間の交通を集約して処理する道路 ・居住環境地区等の都市の骨格を形成する
	補助幹線道路	・区域内に発生集中する交通を効率的に集散させるための補助的な幹線道路
区画街路	・都市内の重要な地域間の相互交通の用に供する道路 ・街区や宅地の外郭を形成する日常生活に密着した道路	
特殊街路	・歩行者、自転車等の交通の用に供する道路 ・都市モノレール等の交通の用に供する道路 ・主として路面電車の交通の用に供する道路	

### 5) 都市計画道路の計画的考え方

道路は自動車の交通を伴うので、騒音、排気ガスなどによって居住環境を害する恐れがあり、また、交通事故の発生の危険が常に存在します。そこで、自動車を利用することによる利便性を確保し、かつ、これらの障害をできるだけ少なくする計画づくりが

重要となります。

住宅地においては、通過交通が流入することによって居住環境が阻害されないようにすることが必要です。

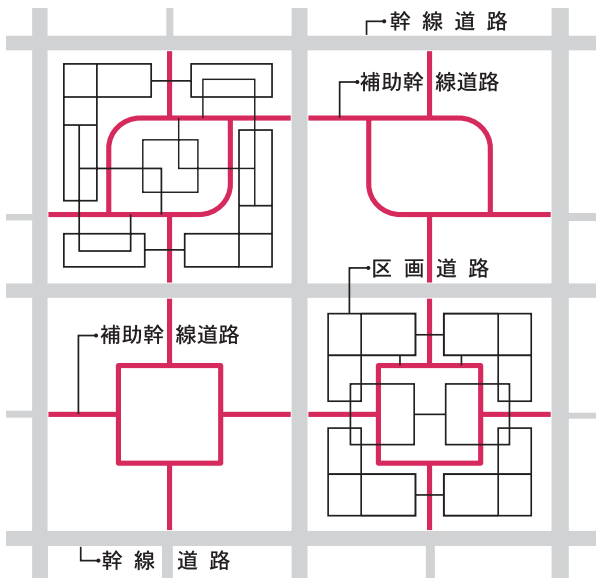


図15 通過交通が入らないような道路網の一例

#### 6) 香美市における都市計画道路の整備状況

香美市の都市計画道路は、市街化区域周辺に配置されており、10路線、計画総延長16.23 kmが計画決定されています。しかし、市街地内の基盤整備が遅れていることなどに起因して、改良済道路は10.43 km (64.3%)にとどまっております、未改良の道路は5.80km (35.7%)となっています。

表12 香美市における都市計画道路整備状況 (H21.4.1 現在)

路線名	延長 (m)		幅員 (m)	計			
	全体	市		計画 (m)	改良 (m)	概成 (m)	整備率 (%)
①新町西町線	490	490	22	490			—
②高知山田線	14,940	3,830	16	3,830	2,318		60.52
③山田駅前線	1,880	1,880	12	1,880	1,800	80	95.74
④山田中央線	3,380	3,380	12	3,380	3,380		100
⑤植岩次線	2,950	2,950	12	2,950	550		18.64
⑥楠目百石線	200	200	12	200			—
⑦秦山公園線	310	310	15	310	310		100
⑧宮前秋月丸線	1,090	1,090	14	1,090	399		36.61
⑨南新町線	2,000	2,000	8	2,000	1,680		84
⑩本町駅前線	100	100	8	100			—
計	27,340	16,230		16,230	10,437	80	64.31

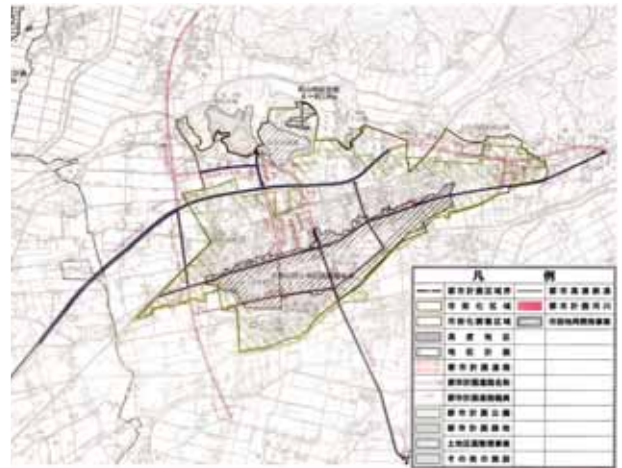


図16 香美市における都市計画道路現況

## 2. 公園・緑地

「公園・緑地」とは、広くは緑とオープンスペースの総称です。

「公園・緑地」には、子どもたちの遊び場、野外レクリエーション、コミュニティ活動の目的のほか、都市の生活環境の保全、災害の防止、緊急時の避難場所といった機能があります。これらの「公園・緑地」があるおかげで、都市の快適性と安全が保たれています。

## 1) 緑地空間のはたらき

自然環境の中で人間が一番身近に接するのは、草、樹木、森などの緑です。緑地には、下表のような機能があります。

表13 緑地の機能

機能	内容
① 緑豊かな景観(景観形成)	緑地は、それ自体が地域の景観を構成し、かつ市街地や建築物を縁取る環境として役立っている
② 自然環境の保全	樹木があると、その下に豊かな表土を作り、昆虫や鳥や小動物などの生物系を養っていくという大きな役割がある。また、林野は水系の養成、土壌の浸食の防止、大気浄化などの機能もある
③ 都市気候の緩和	緑には大気浄化作用、騒音緩和、防塵機能などがあるとされている。大気流通を良くし、汚染を拡散する効果や夏の暑気を緩和する効果が再考されている。また、都市のコンクリート・アスファルトによるヒートアイランド現象をやわらげる効果もある
④ 災害の防止	緑地は、地表に降った雨の流水を防ぎ土地の保水機能を高める。また、急斜面の崩壊危険地帯の表土を安定させ、季節風から市街地をまもる防風・防塩など、保安林としての機能を果たしている。さらに、連担する市街地では緑地や公共施設のオープンスペースを災害時の避難路・避難地として指定している
⑤ 屋外レクリエーション	緑地には、森林や水辺などがあり、公園のような屋外レクリエーションの専用空間や、行楽空間のような多目的な地域空間として利用されている
⑥ 生産緑地	近郊農地は、都市民が消費する野菜の大部分を生産している。また、市民農園としても利用されている(高知県内では指定されていない)

## 2) 都市公園の種類・規模・配置

都市公園の計画では、種類・配置・規模や利用圏などを決める必要があります。計画にあたっては、緑のマスタープランに基づき、地域地区における緑地と連携して配置されます。

都市公園等の種類は表14のとおりであり、それらは種別に配置基準が定められています。

配置基準をモデル的にしたものが図17です。

近隣住区は、約1,000m×1,000mの区域を想定しています。この近隣住区は、ほぼ1小学校区でもあります。

1番小さい街区公園は、この1住区に4ヶ所近隣公園は1ヶ所、そして、地区公園は4住区に1ヶ所が目安です。

表14 都市公園等の種類

種類	種別	内容	配置基準
基幹公園	街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園	面積 0.25ha を標準とし 1 近隣住区当たり 4 か所
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園	面積 2ha を標準とし 1 近隣住区当たり 1 か所
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	面積 4ha を標準とし 4 近隣住区当たり 1 か所
	都市基幹公園	総合公園 都市住民全般の休憩、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園 運動公園 都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園	規模に応じ 1 か所当たりの面積 10~50ha を標準 規模に応じ 1 か所当たりの面積 15~75ha を標準
特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園等特殊な公園	適宜に配置	
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園	面積 50ha 以上を標準
	レクリエーション都市	大都市や他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とする公園	全体規模 1,000ha を標準
国営公園	主として一の都道府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的とする公園	面積 300ha 以上を標準	
緩衝公園	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地	適宜に配置	
都市緑地	主として都市の自然環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地	面積 0.1ha 以上を標準	
都市林	主として動植物の生息地または生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園	適宜に配置	
緑道	災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的とする緑化された道路	都市の事情に応じ幅員 10m~20m を標準	
広場公園	主として商業・業務系の土地利用が行われている地域において都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的とする公園	適宜に配置	

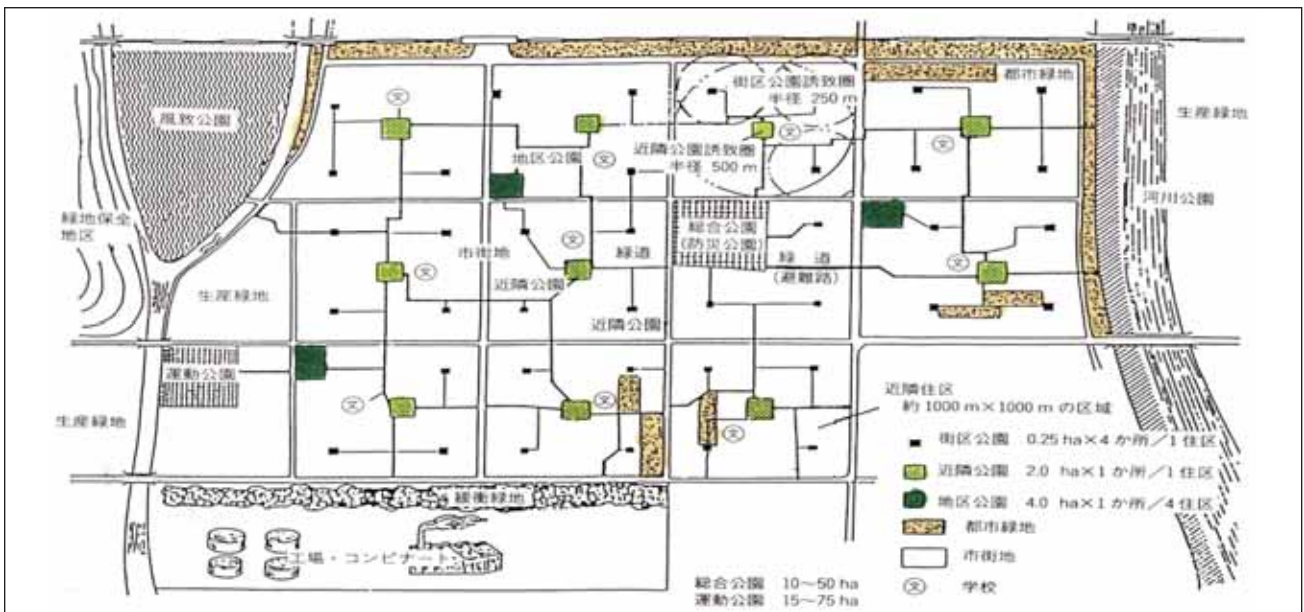


図17 都市公園等の配置モデル

### 3) 香美市の都市公園現況

香美市の都市公園・緑地の現況は、図18のとおりです。

公園を囲っている円は、それぞれ公園の種別に合わせた利用圏域を示しています。この図でわかるとおり、現在は、基準からみると公園を利用できない居住者が多いことがわかります。

香美市の都市計画区域内における公園・緑地面積は表15のとおりであり、これを香美市の人口一人当たり面積でみると、計画面積では18.66㎡、開設面積では6.98㎡となります。また、市街化区域内における公園・緑地の一人当たり面積では、計画面積では7.64㎡で、開設面積では1.82㎡となります。

表15 香美市の都市公園・緑地整備状況  
(H21.4.1 現在)

名称	種類	計画(ha)	開設(ha)
西町公園	街区公園	0.11	—
黒土公園	街区公園	0.18	0.14
宝町公園	街区公園	0.17	0.17
旭町公園	街区公園	0.14	0.14
土佐山田中央公園	近隣公園	1.30	1.30
八王子公園	近隣公園	0.80	—
鏡野公園	地区公園	5.40	5.40
秦山公園	地区公園	8.60	5.48
前山緑地	緑地	6.10	—
宝町緑地	緑地	0.20	0.20
物部川緑地	緑地	14.20	1.94
計		37.20	14.77

### 3. 下水道

下水道は、生活排水や工場排水などの汚水を処理し、きれいな水にして河川や海域などへ返すとともに、雨水などを排除する施設の総体をいいます。

下水道の汚水整備によりトイレの水洗化が可能となり、快適で衛生的な生活環境を創造するとともに、下水道は、公共用水域の水質保全をするために欠かすことのできない生活基盤施設です。

#### 1) 下水道事業の種類

下水道事業の種類として、雨水は、都市下水路と公共下水道があり、主として、市街地の浸水を防除するために行います。

汚水は、流域下水道、公共下水道、特定公共下水道、特定環境保全下水道の4種類があります(図19参照)。

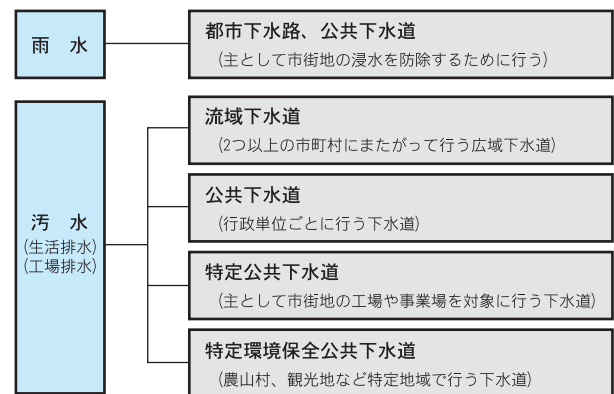


図19 下水道事業の種類

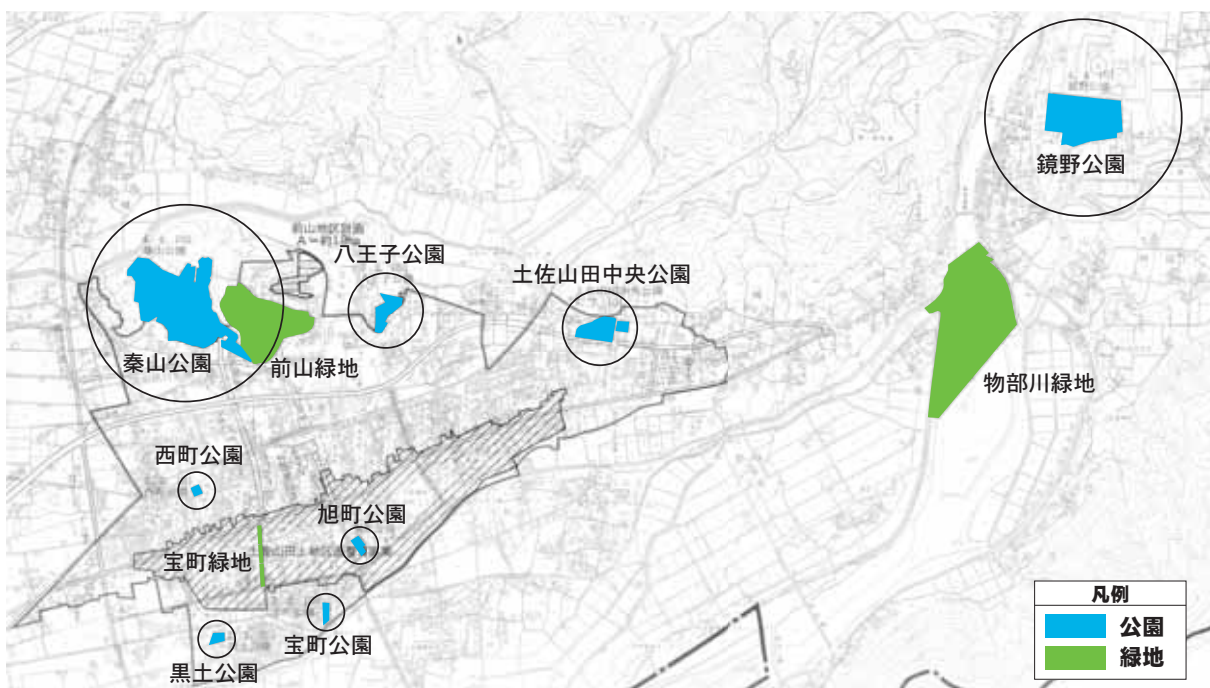


図18 香美市の都市公園・緑地の現況と利用圏域

## 2) 地域別下水道整備総合計画

下水道の整備を合理的、効果的に実施するため、個別の下水道計画の上位計画として流域別下水道整備総合計画（流総）を策定しています。香美市では、土佐山田町が浦戸湾流総、香北町と物部村は物部川・香宗川流総となっています。



図20 流域別下水道整備総合計画区域図

## 3) 香美市の下水道計画

香美市における下水道整備状況は、浦戸湾流総の計画面積219haのうち、供用面積は201haとなっており、整備率は89.3%に及んでいます。また物部川・香宗川流総では、計画面積284haのうち供用面積は147.5haで整備率は51.9%となっています（表16参照）。

表16 香美市における下水道整備状況  
(H20.4.1 現在)

名称	計画面積(ha)	供用面積(ha)	整備率(%)
浦戸湾流総	219.0	201.0	89.3
物部川・香宗川流総	284.0	147.5	51.9

## 4. 駅北地区の事業

香美市は県都高知市に近接しておりベッドタウン的要素をもちながら中心市街地は約1万人が居住し、都市的機能も備えたまとまりのある市街地を形成しています。また高知広域都市計画区域に位置し、昭和45年以降街路事業、公共下水道事業、都市公園事業、土地区画整理事業等の整備を進めています。

平成12年度より旧建設省の「まちづくり総合支援事業」を導入し「駅北地区」として人口定着と交流機能強化による均衡のとれた地域振興を進めてきました。特に地方拠点都市の指定を受けて平成9年には高知工科大学が開校し、学生約2,000人が集う町となり人口増となりました。さらに定住人口の増加を目指すことから駅北地区を東西に通過する都市計画道路高知山田線を主幹線として都市計画道路秦山公園線、宮前秋月丸線の整備を進めてきました。

また交流人口の促進として秦山公園の土佐山田スタジアムなどが供用開始されプロ野球等スポーツによる交流拠点として活用されています。さらに平成15年度には住民参加による『土佐山田町都市計画マスタープラン』が策定され、駅北地区の社会基盤整備が重要な課題として明示されています。

平成17年度には子どもの広場、平成18年度にはふれあい広場が供用され、子どもの健全な育成と良好な居住環境の形成に寄与しています。

現在、最終年度となる「まちづくり交付金事業」は平成22年度の供用を目標に「歴史の森」「案内サイン」「ソーラー街灯」の整備を進め、さらなる居住環境の向上を目指しています。

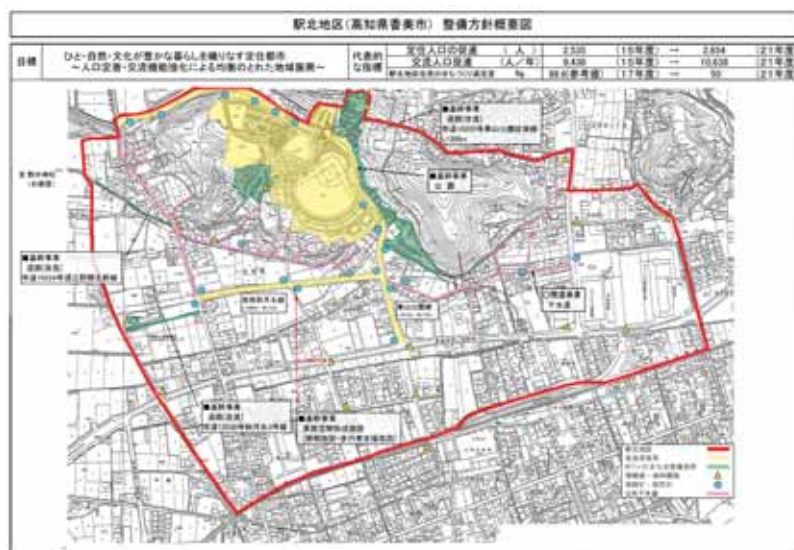


図21 香美市駅北地区整備方針概要図

# 4. 市街地開発の事業

## 1. 市街地整備事業の概要

### 1) 市街地整備の制度・整備対象

市街地整備は、「安全・安心できる住宅地整備」、「中心市街地の活性化」等を目的として行われる事業です。

市街地整備における主な対象は、道路等の公共空間や敷地・建築物、その両方の整備を総合的に行うものに分けられます。

### 2) 基本となる事業制度・事業主体

市街地整備の基本となる事業制度として「土地区画整理事業」、「市街地再開発事業」の2つがあり、その他に整備目標に応じて、住宅地区改良事業、まちづくり交付金事業、都市再生推進事業、人にやさしいまちづくり事業などの事業があります。

市街地整備事業の事業主体は、事業の種類や内容によって地方公共団体・公団等の「公的機関」と、個人・組合・民間企業等の「民間」の2つに分けることができます。

## 2. 土地区画整理事業

### 1) 土地区画整理事業の変遷と特徴

土地区画整理事業は、明治32年に制定された耕地整理法に基づく農地の生産力向上を図るための事業である「耕地整理事業」を前身としています。

昭和24年に耕地整理法を廃止、昭和29年に「土地区画整理法」が制定され、全国の都市開発の主要な手法として土地区画整理事業が活用されています。

### 2) 土地区画整理事業の目的

土地区画整理事業は、「健全な市街地の造成をもって、公共の福祉の増進を図る」ことを目的に、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備及び土地の形を整形することで宅地の利用増進を図る事業です。

### 3) 土地区画整理事業の仕組み

土地区画整理事業は、図22のような仕組みで行われます。

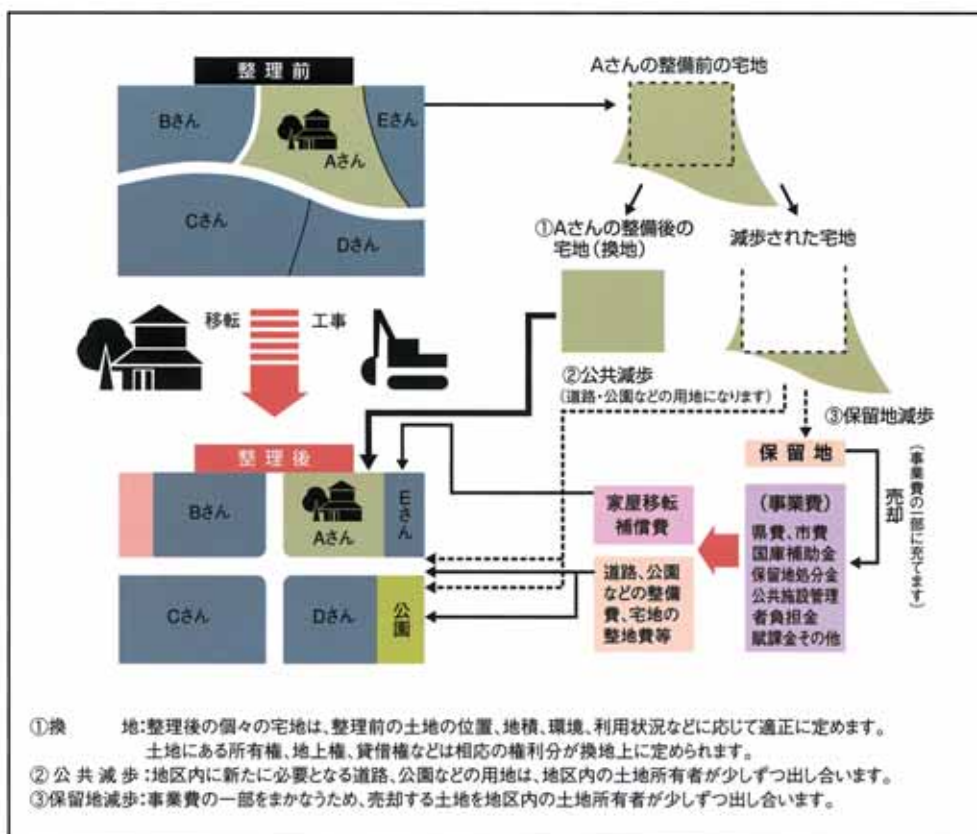


図22 土地区画整理事業の仕組み

土地区画整理事業は、①複数の土地の権利者（所有者と借地権者）が協力して、②開発する土地の面積を大規模にすること、③その範囲で、所有する土地の位置を計画に沿って置き換え（換地）、④その際に、各権利者が土地を提供し合って（減歩）、道路や公園等の公共施設を整備するとともに、宅地の配置と形状を調整することによって、良好な市街地の基盤整備を行うという、特徴ある事業手法です。

減歩は公共施設用地のための「公共減歩」と、事業費の一部に当てるため売却する土地「保留地減歩」の2種に分けられます。減歩によって元々の所有地の面積は減りますが、土地の有効利用によって、手元に残る換地の地価は高くなります。

#### 4) 土地区画整理事業の成果と課題

土地区画整理事業は、全面買収方式のように巨額の財源を用いずに、地区が必要とする公共施設の用地を生み出し、街区と画地を整えることができます。しかも、土地の所有権や、その他の権利を中断することなく、これを存続しうるなど、多くの利点があり、財源の乏しいわが国の都市計画において、道路、公園、下水道など施設の整った市街地を整備するために、これまで土地区画整理事業が果たしてきた役割は大きかったといえます。

しかし、今日の都市に要求されているさまざまな条件を満たすためには、①建物の建築物を含めた一体的整備とならない、②公共減歩の根拠が不明確である、③画一的・硬直的な設計になりやすい、④最

小限画地の規制ができない、⑤権利関係の複雑な概成市街地では施行が困難になっている、等の課題もあります。

#### 5) 香美市における土地区画整理事業の概要

香美市では、「土佐山田土地区画整理事業」が施行されています。この土地区画整理事業の目的は、土佐山田町の交通の利便性の向上を図るとともに、整然たる市街地を形成することにあります。事業期間は、昭和24年～50年の26年間でした。

対象面積は52.3ha、総事業費は約3,683万円で、減歩率は14.1%でした。

表17 土佐山田土地区画整理事業施行概要

施行者	土佐山田町		
施行面積	52.3ha		
施行期間	昭和24～50年		
補助期間	昭和24年		
総事業費	36,829,000円		
補助基本額	142,000円		
減歩率	14.10%		
建物移転数	一戸		
主要公共施設	都市計画道路	2,782.10m	29,566.10㎡
	区画道路等	8,804.00m	57,025.20㎡
	公園・緑地	6ヶ所	5,849.00㎡



写3 土佐山田土地区画整理事業区域

### 3. 市街地再開発事業

#### 1) 市街地再開発事業の目的

市街地再開発事業は、昭和44年に法制化された「都市再開発法」と、「都市計画法」に基づく事業です。

市街地再開発事業は、都市再開発法に基づき、市街地内の老朽建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的としています。

#### 2) 市街地再開発事業の種類

市街地再開発事業には、権利変換方式による「第一種市街地再開発事業」と用地買収管理処分方式による「第二種市街地再開発事業」があります。

#### 3) 市街地再開発事業の仕組み

本事業の仕組みとして次の3点の特徴が挙げられます。

- ①敷地などを共同化し高度利用することで多くの床や公共施設用地を生み出します。
- ②従前権利者の権利は、原則として等価で新しい再開発ビルの床「権利床」に置き換えられます。
- ③事業費には、国や地方公共団体からの補助金・高度利用により生じた床「保留床」の処分金を充てます。

#### 4) 市街地再開発事業の施行者

施行者は、個人・組合・地方公共団体・行政庁・公団・地方住宅供給公社・民間企業です。

#### 5) 香美市における市街地再開発事業の状況

香美市を含む高知県では、市街地再開発事業は行われていません。

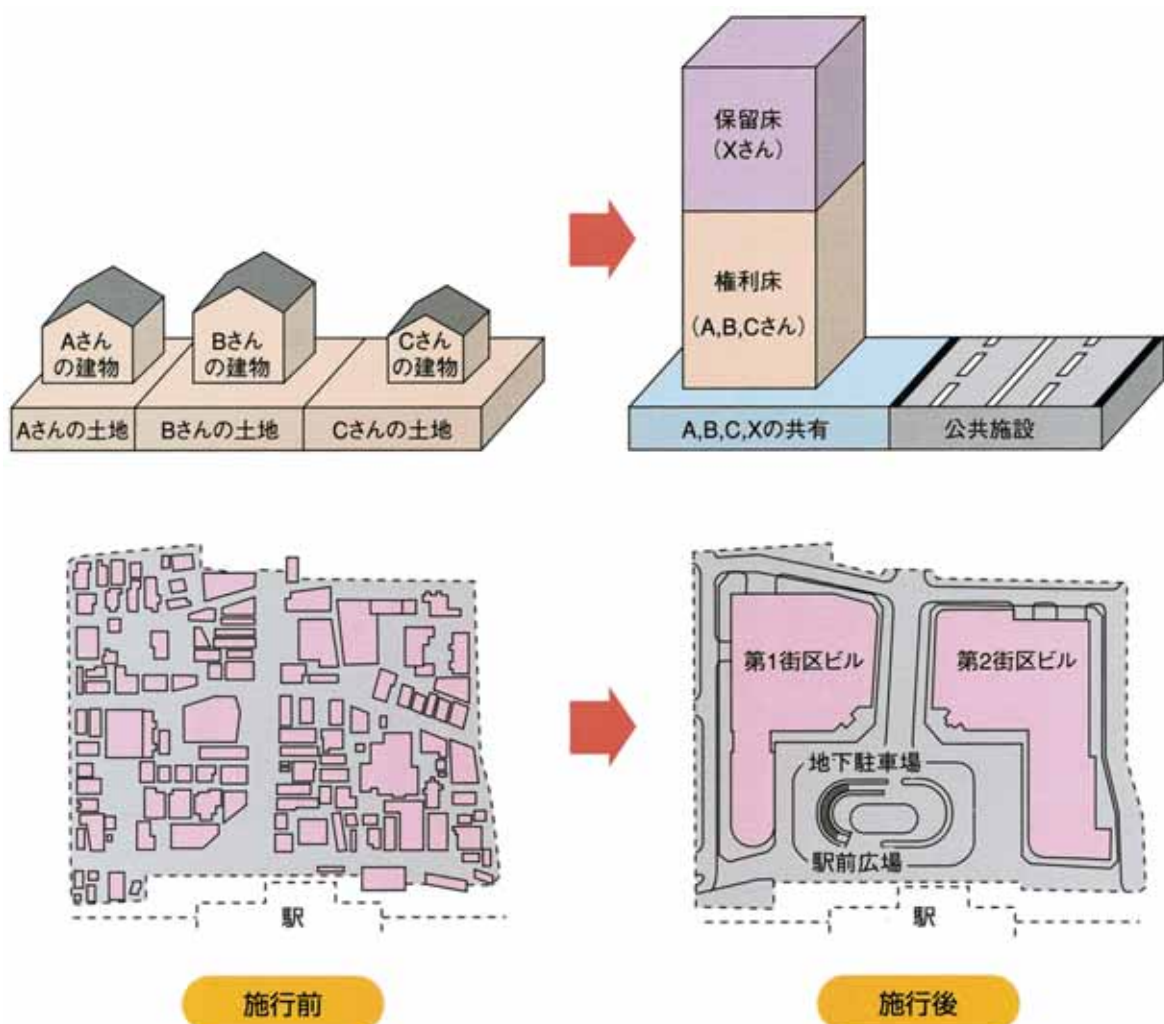


図23 市街地再開発制度の仕組み



# 5. 景観づくり

## 1. 景観法によるまちづくり

### 1) 景観法の目的

景観法は、わが国で初めての景観についての総合的な法律として、平成16年6月に公布されました。景観法の目的は、日本の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することにあります。

### 2) 景観法の構成

景観法では、景観行政団体によって策定される「景観計画」と、都市計画の地域地区の1つとして「景観地区」が創設されており、これらが景観まちづくりにおける新しいルールです。その他に、「景観協定」や「景観重要建築物」の指定、そして、「景観協議会」「景観整備機構」の設立があります。

景観法では、景観の地域性や統合性が意識され、できるだけ地域が主体的に地域の必要に応じて計画づくりを進めることが基本となっており、都市計画区域だけでなく、農村や漁村の集落景観や広域の景観などについても対応できるような枠組みとなっています。

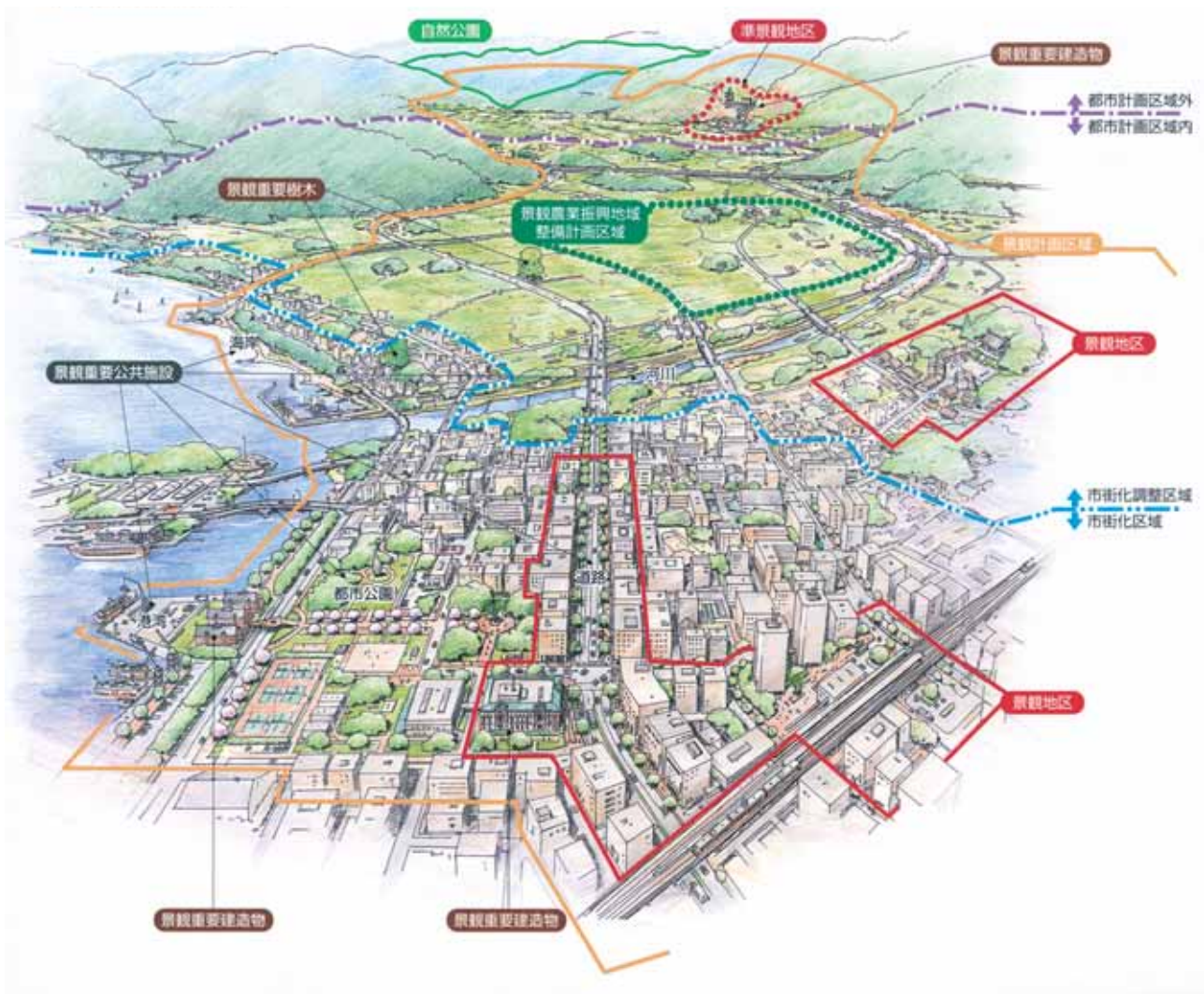


図24 景観法対象地区のイメージ

### 3) 景観計画の構成

景観計画制度は、「区域」を定め、景観形成に関する「方針」と「行為の基準」を定めることにより、区域内の建築等の行為を届出・勧告制の対象とすることによって、良好な景観の保全・形成を進める仕組みです。

景観計画の区域は、「現にある良好な景観を保全する必要がある」「良好な景観を形成する必要がある」あるいは「不良な景観が形成されるおそれがある」と認められる区域などの、一定の定性的要件を満たせば、都市計画区域の内外等の区別なく自由に定める事ができます。

景観計画区域では以下のことが可能です。

- ① 建築物の建築に対する届出・勧告を基本とするゆるやかな規制誘導を行います。
- ② 建築物・工作物のデザイン・色彩については条例を定めることにより変更命令が可能です。
- ③ 命令違反をした場合は代執行、罰則で担保があります。
- ④ 「景観上重要な公共施設」の整備が可能になります。

ます。

⑤ 「電線共同溝法」の特例が適用されます。

⑥ 景観重要建築物・樹木の指定や景観協定の締結が可能になります。

### 4) 景観地区の基本的内容

景観地区は、景観法で都市計画の地域地区の1つとして位置づけられました。これにより、従来よりも積極的な景観創造や身近な生活景観の保全などの景観まちづくりを進められるようになりました。

景観地区では、以下を定めることができます。

- ① 建築物の形態意匠の制限
- ② 建築物の高さの最高限度又は最低限度
- ③ 壁面の位置の制限
- ④ 建築物の敷地面積の最低限度

景観地区は、景観計画より軽やかさには劣りますが、認定という制度のもつ特徴と地区レベルの都市計画であることから、これまでのまちづくり活動における景観の保全・形成に関わる取り組みに対応するルールづくりの可能性を広げることが期待されます。

### 基本理念 国民・事業者・行政の責務の明確化



図25 景観法対象地区のイメージ

## 2. 文化的景観づくり

### 1) 文化的景観の定義

文化的景観とは、「地域における人々の生活、又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活、又は生業の理解のため欠くことのできないもの」（文化財保護法第2条第1項第5号）です。

これは、地域の住民が日常生活や日々の生業において、地域独特の気候や土地の状態を利用して作り出されてきた景観地のうち、我が国民がどのような生活又は生業を営んできたのかということを理解するために不可欠なものをさします。

### 2) 文化的景観が保護されることによる効果

身近な景観で日頃からその良さに気づかないものが多くあります。文化的景観保護制度は、地域の生活・生業に根ざした景観を対象とし、その文化的な価値を評価し、地域で護り、次世代へと受け継ぐ制度です。

文化的景観が保護されることにより、文化的景観に対する理解の促進、魅力ある地域づくりの推進、地域コミュニティの活性化などが期待されます。

### 3) 国による保護

国は、都道府県又は市町村の申し出に基づき、景観法に定める景観計画区域又は景観地区にある文化的景観のうち、文化財としての価値に照らし、特に重要なものを「重要文化的景観」として選定します。

重要文化的景観の所有者等は、文化庁長官に対し、滅失又はき損の届出が必要となるほか、現状変更等をしようとする者は、文化庁長官に対しその旨の届出が必要になります。また、文化庁長官は、現状変更の届出や管理等に関する必要な指導、助言、勧告等を行います。

国は、重要文化的景観の保存のため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について都道府県又は市町村が行う措置の経費の一部を補助することができます。

文化庁においては、都道府県又は市町村が行う文化的景観の保存調査(構成要素や範囲等の調査など)、文化的景観保存計画の策定、文化的景観の修理・修景・復旧・防災等の事業に係る経費の一部を補助します。

表18 重要文化的景観選定基準

- |   |
|---|
| <p>一 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された次に掲げる景観地のうち、我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの</p> <p>(一) 水田・畑地などの農耕に関する景観地</p> <p>(二) 茅野・牧野などの採草・放牧に関する景観地</p> <p>(三) 用材林・防災林などの森林の利用に関する景観地</p> <p>(四) 養殖いかだ・海苔ひびなどの漁業に関する景観地</p> <p>(五) ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地</p> <p>(六) 鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地</p> <p>(七) 道・広場などの流通・往来に関する景観地</p> <p>(八) 垣根・屋敷林などの居住に関する景観地</p> <p>二 前項各号に掲げるものが複合した景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの</p> |
|---|

# 資料編-香美市の概要

## 1. 沿革

香美市は、かつて多数の小規模な町や村に分かれていましたが、明治以降の地方自治政策に伴い、何度かの合併を経験し、平成18年3月1日に旧土佐山田町・旧香北町・旧物部村が合併し香美市が誕生しました。



図26 明治移行の町村合併の沿革

知市からも約15kmと近い位置にあり、高知市の中心部まで自家用車利用で約30分の時間距離です。また、香美市内にはJR土讃線の土佐山田駅（特急停車駅）、近隣には高知龍馬空港、四国横断自動車道南国インターチェンジがあり、各交通機関を利用して岡山、大阪、東京まで約1～2時間圏内となっています。



図27 香美市地図

表19 香美市の地勢

東経	北緯	広さ		面積	標高
		東西	南北		
133°41	33°36	43.7km	29.0km	538.22km <sup>2</sup>	43.0m

## 2. 位置・地勢

香美市は、高知県の東北部に位置し、面積は538.22 km<sup>2</sup>です。四国山地南嶺から高知平野に至る物部川上中流域を占め、南国市、香南市、安芸市、大豊町、本山町、徳島県三好市、那賀町に接します。県都高

## 3. 気候

香美市は、年間平均気温が17℃を超え、また、年間降水量は、平均2,500mmですが、山間部では4,000mmを記録することもあります。森林資源の形成や農作物の育成に適した地域です。

表20 香美市の気候

年次	気温(度)					年降水量(mm)
	日最高気温の年平均値(℃)	日最低気温の年平均値(℃)	日平均気温の年平均値(℃)	日最高気温の年最高値(℃)	日最低気温の年最低値(℃)	
平成13年	22.3	12.8	17.2	38.3	-4.4	2,417.0
平成14年	22.1	12.9	17.2	36.9	-3.6	2,058.0
平成15年	22.0	13.3	17.3	34.6	-4.4	2,904.0
平成16年	23.0	13.6	17.9	37.5	-5.1	3,397.0
平成17年	22.0	12.8	17.0	36.9	-2.6	1,745.5

## 4. 人口

香美市の平成17年人口は、30,257人であり、世帯数は12,411世帯となっています。人口は徐々に減少の傾向にあり、少子・高齢化が著しく進行しています。それに反して世帯数は増加しており、これは核家族化等による影響によるものと考えられ、特に高齢者世帯・単身世帯の比率が目立ってきています。また、男性と女性の比率は、男性が14,661人（48.5%）、女性が15,596人（51.5%）と、女性が男性より約1,000人近く多くなっています。

表21 人口・世帯数

	人口総数 (人)	世帯数	男性 (人)	女性 (人)
昭和40年	39,238	10,828	18,468	20,770
昭和45年	35,553	10,739	16,507	19,046
昭和50年	34,482	10,961	16,089	18,393
昭和55年	33,878	10,901	16,007	17,871
昭和60年	34,016	11,131	16,079	17,937
平成2年	32,397	11,016	15,142	17,255
平成7年	31,076	10,976	14,369	16,707
平成12年	31,175	12,139	14,908	16,267
平成17年	30,257	12,411	14,661	15,596

(資料：国勢調査)

※人口総数は物部村、香北町、土佐山田町の総人口です。(H18.3.1)町村合併)

## 5. 産業

### 1) 産業構造

平成17年の就業者数は、14,394人（総人口47.6%）となっており、5年前に比べると1,000人近く減少しています。産業別の就業人口比率は、第3次産業が58.7%、第1次産業が21.0%、第2次産業の20.0%となっています。

表22 産業人口

	総人口 (人)	就業者数 (人)	就業人口比率 (%)
昭和55年	33,848	18,505	54.7
昭和60年	34,016	17,619	51.8
平成2年	32,401	16,494	50.9
平成7年	31,076	16,161	52.0
平成12年	31,175	15,348	49.2
平成17年	30,257	14,394	47.6

(資料：国勢調査)

表23 産業別人口比率

	産業別人口構成(%)		
	第一次産業	第二次産業	第三次産業
昭和55年	29.2	24.1	46.6
昭和60年	26.1	24.2	49.5
平成2年	22.8	25.6	51.5
平成7年	22.8	25.0	52.1
平成12年	20.2	23.6	55.5
平成17年	21.0	20.0	58.7

(資料：国勢調査)

### 2) 特産品

#### (1) 農産物

温暖な気候を利用し、米作や野菜を主体に生産が盛んに行われ、特に中山間地域では、特有の地形を有効に活用して果樹栽培が営まれています。中でも高知県の特産品と知られる「ゆず」は、ここ香美市でも多くつくられています。



写4 農産物

#### (2) 土佐打ち刃物

土佐打ち刃物は、香美市土佐山田町の伝統工芸の代表格であり、400年の歴史を誇ります。日本刀の製法から生まれた各種刃物は、その切れ味に定評があり、無駄を一切省いた機能的な形状が特徴です。



写5 土佐打ち刃物

### (3)フラフ

大きな布に時代絵巻やおとぎばなしの世界を一枚、一枚、職人の手で丁寧に色鮮やかに描いていきます。極彩色のフラフは、こいのぼりとともに初夏の青空にはためく様は圧巻です。



写6 フラフ

また近年は都市計画道路高知山田線の発掘調査により伏原遺跡、ひびのきサウジ遺跡などの調査から弥生時代から室町時代まで長期に人が営んでいたと考えられています。特に弥生時代後期の遺跡は大規模集落跡である可能性があります。また近年の学説から弥生時代の集落がゴミ、尿尿など自然浄化が困難な状況に定期的に移動していたとも考えられています。



写8 ひびのき遺跡

## 6. 歴史・文化 ～まちの成立と発展～

### 1) 歴史

#### (1)原始・古代（旧石器～平安）

##### ①刈谷我野遺跡

香美市の最古の集落跡で縄文時代早期の時代を中心として集石遺構、土杭が発掘調査から確認されています。また石器や縄文土器など約6千点の遺物が発見されています。とくに“石鯨形磨石”と呼ばれる興味深い石器も相当数出土しています。ドングリなどの木の実を栽培していたと考えられています。



写7 刈谷我野遺跡

##### ②ひびのき遺跡

弥生時代後期から古墳時代にかけての遺跡で竪穴住居跡、土坑墓や砥石、鉄鎌、鉄鍬が発見され、後期の土器編年の基準となっています。

#### (2)中世（鎌倉～安土・桃山時代）

楠目城は、戦国土佐七雄の1人、山田氏の城です。建久年間（1190～1198）に、源頼朝の命を受けた中原太郎秋家が、土佐に下り香我美郡宗我部、深淵の二郷の地頭職に着任したが、後に楠目城に移り、山田氏を名乗ったといわれています。戦国の頃、山田郷を本拠地として物部川流域を中心に香我郡中・北部に勢力を広げ支配下に治め、所領三千貫と称せられました。

山田氏は秋家以来350年続き、城の南に館を構え、家臣居宅や市場が整備され賑わいました。山田氏滅亡後、山田市町は長宗我部氏により移転させられ大高坂城の城下町として再整備されました。



写9 楠目城跡

(3)近世（江戸時代）

①野中兼山

野中兼山は、寛永8年（1631）、土佐藩の奉行職を務めて、藩内の殖産工業の発展、物部川などの治水灌漑と新田開発など土佐藩の藩制確立に努めました。



写10 野中兼山

②山田堰

山田堰は、野中兼山の偉業のひとつです。物部川をはさむ小田島から神母ノ木間に築かれた大規模な農業用取水堰です。上井川、中井川、舟入川などの用水路を通じて、香長平野2,300ヘクタールに灌漑用として豊富な水を提供しました。



写11 山田堰（昭和60年頃）

(4)近代（明治・大正・昭和）

松尾サイフォンは、水不足を解消するため、山田町長松尾富功禄によりつくられました。山田用水の「カタブキ」から「鍋山」に至る約205mのサイフォンであり、灌漑をはじめ、市街地の生活用水、防火用水として広く利用されています。



写12 松尾富功禄



写13 松尾サイフォン

2) 文化

(1)八王子宮

室町時代、土佐の有力な国人、七人衆の1人である山田氏が近江国坂本の八王子宮を勧請したものと伝えられ、その後、寛永17年（1640）に中井川の開さくのために、神意を伺って現在の位置に遷座しました。



写14 八王子宮

(2)庚申堂

伝説では「野中兼山がこの地を開墾した時、作業員に負傷者や病人が続出したので、これは山田合戦の戦死者の怨霊のためであろうと、修験僧に命じて摂津国四天王寺から仏像を勧請させて祀った。」とされています。



写15 庚申堂

### 3) 市街地の変遷

図28は、香美市土佐山田町の市街地を国土地理院が保有している1/5万の地図を年代別にならべ、市街地の変遷をみたものです。

明治43年から昭和5年までは、市街地はあまり変化していませんが、土佐山田駅が大正14年、高知線の終端駅として開業されていることがみてとれます。

昭和21年には市街地の若干の拡大がみられます。昭和36年では、さらに市街地が拡大し、昭和42年には、市街地の基盤整備中心に進められており、その中で、国道195号のバイパス事業が進行中であることがみてとれます。

現在は、国道195号のバイパスも、すでに完成し、あけぼの街道が着工されています。



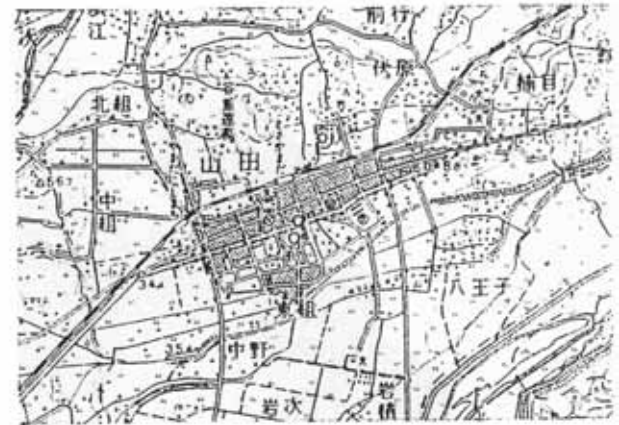
明治43年



昭和36年



昭和5年



昭和42年



昭和21年

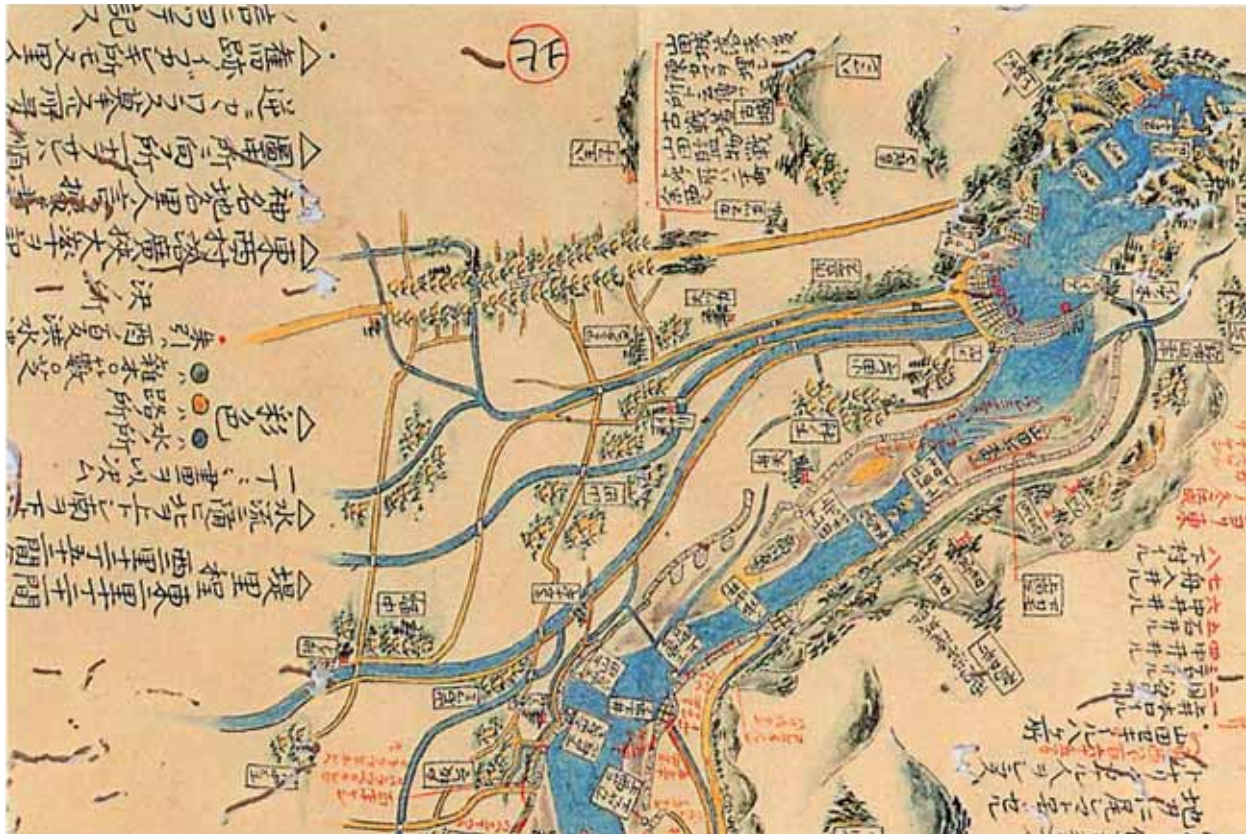


平成12年

図28 香美市土佐山田町市街地の変遷（国土地理院所有の地図による）



絵図・写真でみる市街地の変遷



写16 寛政元年（1789）（安芸市立歴史民俗資料館所蔵 物部川絵図（五藤家伝来））



写17 明治8年（1875）（上岡正五郎氏所蔵 香美郡之図より）



写18 昭和22年 (1947)



写19 昭和27年 (1952)



写20 昭和37年 (1962)

## 古写真でみる中心市街地



写21 昭和30年代の中町・東町



写22 昭和30年代の西町



写23 昭和20年の商店街（東本町5丁目）



写24 昭和36年の商店街（東本町2丁目）

## コラム

### ●平城京

和銅3年(710)、藤原京から都が移され平城京が誕生しました。平城京は東西4.2km、南北4.8kmの区域と外京より構成された都市計画の街。貴族、役人、僧侶、兵士など10万人が住んでいたといわれ、70年余り政治の中心として栄えました。

### ●ローマ時代の地方都市

古代ローマ帝国の地方都市は首都ローマとそっくりな「まちづくり」で整備されました。公共の大浴場、闘技場、競技場、劇場、トイレ、上下水道などのインフラ整備がされました。チュニジアの古代ローマ遺跡には広々とした中央通りや水道橋が往時の生活を偲ばせます。



写25 奈良・平城京復元模型



写26 ローマ時代の水道橋  
(チュニジア・ザクアーン遺跡)



写27 ローマ時代の市街地道路  
(チュニジア・ドゥッガ遺跡)

## 香美市の都市計画の編集を終えて

市民と都市計画との出会いは、一般に、不幸な出会いが多いといえます。それは、例えば、突然、南側に大きな建物ができ、家が日陰になる、突然、道路や公共施設が建設されるため、家を立ち退かなければならない、家を建てようと思ったら市街化調整区域で家が建たない、等々です。

確かに、都市計画との出会いは、自分たちの暮らしに役立っているというよりは、頼りにならない、なにか迷惑なもの、ひどい目にあうもの、といった感があります。

しかし、都市計画は、本当に迷惑なものでしょうか。都市計画は本来、快適な都市生活、安全で効率的な都市活動の実現をめざすものであり、そのためのルールであり、外部不経済の発生を防ぐためにつくられたものです。また、都市計画のルール（規制）は、交通ルールと同種の、競争に対しては中立的に働く決め事であるといえます。競争の土俵作りと言っても良いでしょう。都市計画を交通信号機に例えるとわかりやすいでしょう。交通信号機は、交差点の横断を安全で合理的・快適にします。交通が混雑する交差点に信号機が無かった時の、車あるいは歩行者の横断を想像してほしいと思います。

よく、規制緩和論者が「都市計画を徹底すると競争環境を損ない、経済を損なう」と言います。しかし、信号機を撤廃して自由通行に任せた方が、車の流れが良くなるでしょうか？歩行者は安全に横断できるでしょうか？考えなくてもすぐわかることです。

都市計画は、このように、人びとの暮らしに役立っているのですが、役立っているときは、空気とか水みたいなものであり、「あまり、ありがたみは感じない」、そういったものです。

このパンフレットは、香美市建設都計課のご依頼を受け、市民のみなさまに、都市計画をご理解いただくために、私たち、計画研究室の学生が中心となって作成したものです。目をお通しいただければ幸いです。

高知工科大学大学院工学研究科

教授 大谷 英人（作成WG代表）



## 香美市の都市計画 2010

発行年：2010年3月

編集：高知工科大学大学院工学研究科  
計画研究室（大谷研究室）  
高知県香美市土佐山田町宮ノ口185  
TEL:0887-53-2413  
FAX:0887-57-2420

発行：香美市役所建設都計課  
高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号  
TEL:0887-53-3119  
FAX:0887-53-1389  
E-mail:kensetsu@city.kami.kochi.jp

